

緊急地域雇用創出特別交付金制度の継続と改善を求める件

景気は回復基調にあると言われてはいますが、その力強さは十分ではなく、未だ地域経済は長期の低迷状況にあります。

東北地域の雇用情勢については、有効求人倍率の改善の兆候が見えるものの、完全失業率（平成16年第1四半期）は6.2パーセントと全国平均を大きく上回っており、依然として厳しい状況にあります。とりわけ中高年や若年者の就職難は、深刻な問題となっています。

政府が平成13年度から実施している「緊急地域雇用創出特別交付金制度」は、事業期間が平成16年度までとなっており、その後の継続について、政府は明確な方針を示していません。また、現行制度では、雇用期間や事業内容に制限があるため必ずしも有効な対策となっておらず、要件の緩和等によりさらに有効な雇用対策となるよう改善することが求められています。

よって、国会及び政府におかれては、地域の実情に即した雇用対策を実施されるよう、次の事項について強く要望します。

- 1 緊急地域雇用創出特別交付金制度を、平成17年度以降も継続して実施すること。
- 2 継続に当たっては、実施主体である地方自治体が活用しやすいよう実施要件や運用方法などを改善すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成16年6月22日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
財務大臣
厚生労働大臣

様

仙台市議会議長 鈴木繁雄